

高齢者虐待防止のための指針

南丹みやま診療所

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、職員は本指針に従って介護サービスを提供する。

2. 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じさせる若しくは生じる恐れのある行為（蹴る、殴る、食べられないものを食べさせる、食事を適正量与えない）を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること（ベッドに縛りつける等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること（性的暴力、性的行為の強要、性的な画像・動画を見るように強いる、裸の写真や映像を撮影する等）

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（言葉による脅迫、心を傷つける言動、自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等）

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、食事を提供しない、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得たりすること（同意を得ず、年金等の流用、他財産の不当な処分等）

3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的

として、虐待防止委員会を設置する。

職員研修や虐待予防、早期発見、再発予防策の検討を行う。

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員研修を、原則年1回以上行い、人権意識の向上や知識や技術の向上に努め、研修記録を保管する。

5. 運営規定に高齢者虐待防止の取り組みを位置づける

虐待防止委員会を設置し、虐待防止担当者を配置し、虐待予防や早期発見に向けた取り組みを進める。万が一発生した場合、原因分析と再発防止に努める。

6. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行い、緊急性の高い事案の場合は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

7. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者又は家族等から虐待の通知を受けた場合は、高齢者虐待防止担当者を相談窓口として対応する。

8. 虐待発生後の対応

「被害者である利用者」「虐待を行った者」双方への視点をもって対応し、生命と身体の安全を十分に確保したうえで落ち着きを取り戻すための支援、もしくは一日も早く安心した生活を取り戻すために必要な取り組みを行う。

9. 虐待相談時の対応

相談を受けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

10. 当指針の閲覧

利用者及びその家族をはじめ、外部の方に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

本指針は、2024年4月1日より施行する。